

中国における監査役(監事)の役割について

2006年の会社法改正により設置が義務付けられた監査役(監事)と監査役会(監事会)は、日本の監査役と同様に会社の財務検査や経営陣の職務の執行を監査することとされており、監査役機能を有効に機能させることで中国現地法人のガバナンス体制の強化を図ることが期待できます。

そこで今回は、中国における監査役についてご紹介いたします。

1. 監査役の設置義務について

中国の会社法では、有限責任会社(外商投資企業の多くは有限責任会社の形態)は、3名以上の監査役により監査役会を設置することとされています。また、監査役会を設ける場合、株主代表のほか従業員代表を含まなければならず、従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならないとされています。なお、規模が小さい会社は1名ないし2名の監査役を置き、監査役会を設置しないことができますとされています。(一般的には1名ないし2名の監査役を設置する人が多いようです。)

また、2006年の会社法改正前は、規模が小さい有限責任会社は監査役・監査役会(以下、監査役等と略す)の設置は任意とされていたため、会社法改正前に設立された外商投資企業の多くは監査役等を設置していませんでした。これらの外商投資企業に対して、定款を変更し、監査役等を設置することは強制しないとされたため、監査役等が設置されている会社と設置されていない会社が混在する状況となっています。

2. 監査役の権利

監査役または監査役会には以下の職権が与えられています。

- (1) 会社財務の検査
- (2) 董事、高級管理職の会社職務執行に対する監督、並びに違法行為、会社定款または株主会決議違反行為があった董事と高級管理職の罷免提案
- (3) 董事、高級管理職による会社に対する利益毀損行為への是正請求
- (4) 臨時株主会会議招集の提案、董事会が会社法に定める株主会会議の招集を行わない場合の株主会会議招集
- (5) 株主会への意見提出
- (6) 会社法に定める董事、高級管理職に対する株主代表訴訟の提起
- (7) 董事会会議へ出席し、質問及び意見提出をすることができる。
- (8) 会社の経営状況に異常を見つけた場合には、調査を行うことができ、必要な場合には会計事務所等に調査協力を仰ぐことができる。
- (9) 董事、高級管理職は、監査役等に関連状況及び資料を事実即して提供しなければならない。監査役等の権限行使を妨害してはならない。
- (10) 会社の定款に定めるその他の権限

3. 監査役の義務

(1) 忠実義務

董事、高級管理職と同様に監査役にも、忠実義務及び勤勉義務を負うとされています。

(2) 地位、職権乱用の禁止

その関連関係の地位や職権を利用して、会社の利益を損なってはならず、賄賂や不法収入の取得、会社の財産を横領してはならないとされています。

(3) 株主会への出席義務

株主会が会議への列席を求めた場合、監査役は株主会会議に列席し、かつ株主の質問を受けなければならないとされています。

4. 賠償責任及び株主代表訴訟

監査役も、董事、高級管理職と同様に、職務執行時に違法行為や定款に反する行為により会社に損害を与えた場合には賠償責任を負うこととされています。

また、監査役にこれらの事由がある場合には、株主は董事会に人民法院への訴訟提起を請求することができるかとされています。

5. 監査役の資格

(1) **董事、高級管理職**（総経理、副総経理、財務責任者及び会社定款に定めるその他の者）は、監査役を兼任できません。

(2) 監査役に就任できない者として、民事行為能力がない者、汚職・収賄・財産横領・財産流用等により刑罰を受けた者、破産清算した会社や違法行為により営業許可取り消しとなった会社の法定代表者、董事、総経理等でその責任を負う者、個人で多額の債務を有しており期限通りの返済ができていない者等が挙げられています。

6. 監査役会

監査役会を設置している会社は、毎年少なくとも1回は監査役会会議を招集することとされており、監査役会決議は半数以上の監査役により採択されることとされています。また、会議の議事録を作成し、出席した監査役は議事録に署名することとされています。

7. 実務の現状と今後の課題

上述のとおり、2006年より前に設立された会社には監査役等が設置されていないケースが多いことや、設置されている外商投資企業でも厳密に監査役の業務が実施されていないケースが多いように思います。

弊社がこれまで行ってきた財務調査・不正調査や合弁会社の会社運営の問題に関するご相談をお受けしたケースでは、問題発生の主な要因は会社のガバナンス体制の不備によることが少なくなく、日本親会社から遠く離れた海外現地法人だからこそ、ガバナンス体制の整備は不可欠といえます。

中国現地法人のガバナンス体制に不備がある会社は、コーポレート・ガバナンス強化を図るため、監査役等を設置し有効に機能させることを検討されてみてはいかがでしょうか？

ただし、**監査役会**を設置する場合には従業員代表を含めることとされているため、**監査役会を設置する形態**か、監査役会を設置せず**1名ないし2名の監査役を設置する形態**か慎重に検討する必要があります。

また、すでに監査役等を設置しているものの、名ばかり監査役となっている場合には、賠償責任や株主代表訴訟のリスクがあることに留意する必要があります。

(完)